

興田地区振興会「私用車利用許可に関する取扱基準」

(目的)

第1条 この基準は、興田地区振興会（以下「本会」と言う。）の旅費規程第7条の私用車の利用を許可する場合の基準及び取り扱いを定めるものである。

(私用車を利用できる場合)

第2条 職員の私用車を臨時業務用車両として利用できるのは、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 災害時の緊急業務や急病人の救護等、緊急を要する場合。
- (2) 業務用車両が使えず、私用車を使用しなければ業務の遂行に支障をきたす場合。
- (3) その他特別の事情により所長が必要と認めた場合。

(臨時業務用車両とする場合の条件)

第3条 臨時業務用車両として利用する場合には、職員は予め私用車業務使用申請書（様式第1号）を申請し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、次の各号の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 対人保険金額無制限かつ対物保険金額無制限の任意保険に加入していること。万が一、事故の場合は自己の責任で対応すること。
- (2) 私用車がよく点検整備されていること。
- (3) 職員の健康状態及び運転技能からみて、安全の確保に不安が無いこと。
- (4) 1日の走行距離が300キロメートルを超えないこと。
- (5) 行き先までの距離が概ね2キロメートル以上であること。
- (6) 運転は職員が行い、燃料及びその他の経費は職員が負担すること。

(利用の手続き)

第4条 職員は、車両運行記録簿（様式第2号）により、利用の都度所長の承認を受け記録すること。

2 利用した月末に車両運行記録簿をとりまとめ、合計走行距離に距離単価を乗じた借り上げ料として当該職員に対し翌月中に支給する。

(交通事故が発生した場合の取り扱い)

第5条 臨時業務用車両で事故が発生した場合、職員は道路交通法第72条第1項に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに会長に自動車等事故発生報告書（様式第3号）を提出しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取り調べを受けた場合も同様とする。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。